

## 『環境情報研究』規程

1. 敬愛大学環境情報研究所は、『環境情報研究』を定期的に刊行する。
  2. 『環境情報研究』は、本研究所における研究業績の刊行を目的とする。
  3. 『環境情報研究』の配布先は、国内外の大学・研究所等の研究機関、国公立図書館、官公庁、研究者等とする。
  4. 『環境情報研究』を希望する一般市民は、無償で入手することが出来る。
  5. 投稿者は、原則として研究所所員・客員部門研究員とする。
  6. 投稿原稿は、未発表のものとする。なお、『環境情報研究』から論文等を出版または転載する場合には、本研究所所長に届け出、本誌よりの転載であることを明記する。
  7. 原稿掲載の採否は、本研究所運営委員会がこれにあたる。ただし、論文等の内容によっては、同委員会が第三者にその審査を依頼することができる。
  8. 掲載論文の用語は、特定の言語に限らない。ただし、和文のものには、英文要旨を付するものとする。
  9. 本規程の改廃は、運営委員会の議を経て学部長の承認を受けるものとする。
- 附 則
- 本規程は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。
- 附 則
- 本規程は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。
- 附 則
- 本規程は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。
- 附 則
- 本規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。